

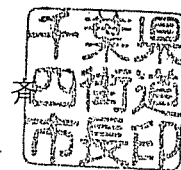
廃 第 4 4 号

平成 2 8 年 8 月 5 日

みそら自治会

会長 青柳 象平 様

四街道市長 佐 渡



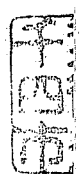
現ごみ処理施設の移転・撤去に関する協定書作成に向けての要求について（回答）

平成 2 8 年 7 月 1 9 日に貴自治会から提出された文書のうち「1、移転期間について」以外の事項に関し、下記のとおり回答します。

記

2、補償について

平成 2 7 年 4 月 1 日以降、現クリーンセンターの操業により貴自治会が被った損害をお示しいただき、確認書 2（6）に基づく補償について協議させていただきます。平成 3 3 年 1 0 月以降につきましても、同様とさせていただきます。



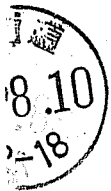
なお、確認書 2 ( 6 ) の補償については、これまでの交渉会において賠償金と確認していることを申し添えます。

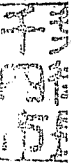
- 3、現クリーンセンターの撤去について  
確認書には、現クリーンセンターの撤去は移転と同時に工事を始めるとの規定はございませんが、確認書 2 ( 7 ) に基づき操業停止前に跡地の利用 ( 撤去も含む。 ) について貴自治会と協議させていただきます。

なお、跡地は全市民の財産であり、市全体で調整する必要があることから、総合的に検討してまいります。

- 4、新しい協定案の提示について  
新しい協定案につきましても、交渉により双方の共通認識ができ、盛り込むべき合意事項が明確になった段階で、提示させていただきます。

- 5、新たな操業協定案の提示について  
平成元年 8 月 3 0 日に締結した協議書及び協定書は、平成 1 9 年 3 月 1 9 日に貴自治会と締結した確認書に反しない限度で現在も有効であることから、現クリーンセンターは操業協定不在ではありません。





28.8.10  
/2-18

また、環境省が一般廃棄物処理施設の環境基準に関する法令を改正した場合、当該基準は当然に遵守すべきものとなります。

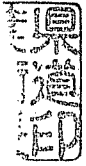
付記

受取人

住所 四街道市みそら 3-1-15  
氏名 みそら自治会会長 青柳 象平

差出人

住所 四街道市鹿渡無番地  
氏名 四街道市長 佐渡 斉



この郵便物は平成 28 年 8 月 10 日  
第 44332 号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

四街道  
28.8.10  
/2-18

8.10  
-18

郵便認証司  
28.8.10

1911  
1912  
1913  
1914  
1915  
1916  
1917  
1918  
1919  
1920  
1921  
1922  
1923  
1924  
1925  
1926  
1927  
1928  
1929  
1930  
1931  
1932  
1933  
1934  
1935  
1936  
1937  
1938  
1939  
1940  
1941  
1942  
1943  
1944  
1945  
1946  
1947  
1948  
1949  
1950  
1951  
1952  
1953  
1954  
1955  
1956  
1957  
1958  
1959  
1960  
1961  
1962  
1963  
1964  
1965  
1966  
1967  
1968  
1969  
1970  
1971  
1972  
1973  
1974  
1975  
1976  
1977  
1978  
1979  
1980  
1981  
1982  
1983  
1984  
1985  
1986  
1987  
1988  
1989  
1990  
1991  
1992  
1993  
1994  
1995  
1996  
1997  
1998  
1999  
2000  
2001  
2002  
2003  
2004  
2005  
2006  
2007  
2008  
2009  
2010  
2011  
2012  
2013  
2014  
2015  
2016  
2017  
2018  
2019  
2020  
2021  
2022  
2023  
2024  
2025

Dr:

1911

1